

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目次

訓令	ページ
官報掲載及び出版物送付規程の一部を改正する訓令(一・総務課)……………	1

訓 令

秋田県訓令第一号

官報掲載及び出版物送付規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 平成十七年一月十八日

秋田県知事 寺田典城

官報掲載及び出版物送付規程の一部を改正する訓令

官報掲載及び出版物送付規程(昭和二十五年秋田県訓令甲第三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「官報、法令全書、職員録等の発行に関する命令(昭和二十四年^{総理府令}大蔵省令^{第一号})」を削る。

第三条の表中「地方労働委員会」を「労働委員会」に、「建設交通政策課」を「建設管理課」に改める。

第六条第一項を次のように改める。

国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)第二十四条第一項に規定する出版物を県の諸機関において発行したときは、その都度、五部以下の部数を国立国会図

書館収集部長に送付しなければならない。

附 則

この訓令は、平成十七年一月十八日から施行する。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)876600
FAX(0863)000505
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄